



セカンドオピニオン

丸洋建設株式会社

2025年2月28日

サステナビリティ・リンク・ローン

サステナブルファイナンス本部
担当アナリスト：新井 真美

格付投資情報センター(R&I)は丸洋建設のサステナビリティ・リンク・ローン(貸付人:大垣共立銀行)が、以下の原則に適合していることを確認した。

サステナビリティ・リンク・ローン原則(2023、LMA 等)
サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(2024、環境省)

■KPI

KPI:GHG 排出量(Scope1+2)の削減率

■SPTs

2030年までに GHG 排出量を 2021 年比 37.8%削減

<年次 SPTs>

年	2025	2026	2027	2028	2029	2030
SPTs	▲16.8%	▲21.0%	▲25.2%	▲29.4%	▲33.6%	▲37.8%

1. 資金調達者の概要

- 愛知県西尾市に本社を置く 1955 年創業の総合建設業者。経営理念として「社業を通して人に笑顔になってもらえる価値を創造し社会に貢献する」を掲げる。土木工事および建築工事を幅広く手掛けるほか、2022 年からは宅地の開発・造成を軸とした不動産販売事業も展開している。
- 祖業である土木工事業においては、国土交通省・愛知県・西尾市など官公庁を主要取引先とする。創業以来 70 年にわたって培った技術力・ノウハウを生かし、多様なインフラ整備に携わっている。建築工事業に関しては、西尾市の公共施設のほか、製造業をはじめとする地元中小企業や金融機関などの社屋・事業所の建設を多く受注している。設計から建築、メンテナンスまで一貫して対応できる体制を構築し、顧客に寄り添ったサービスを提供する。また、営業ノウハウを持った施工管理技士も在籍しており、顧客のニーズを的確に捉えた提案ができることも強みの 1 つとしている。これまでに築いてきた事業基盤を背景に、新規事業である不動産販売においてもさらなる販路拡大に注力する。
- 2021 年に策定した SDGs 宣言の下、持続可能な社会への貢献と自社の成長の両立を図る。「雇用」「職場環境の整備」「地域とパートナーシップ」「環境対策」の 4 つの観点から具体的な取り組みを進めている。従業員のスキルアップを支援するための制度設計や適材適所の人材配置に注力し、一人ひとりが能力を最大限発揮できる職場づくりを目指している。2022 年には、環境対策の中でも特にカーボンニュートラル実現に向けた取り組みに注力すべく中小企業版 SBT の認証を取得した。全社的な意識醸成を図りながら排出量削減施策を着実に推進し、地域の脱炭素化を牽引していく。

<丸洋建設 SDGs 宣言>

<p>雇用</p> <p>雇用においてジェンダーレスを目指し男女平等な雇用環境を整備していくとともに、地元人材の雇用による地域創生に努めてまいります。</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性技術員の活躍 ・女性技術員の採用 ・地元高校出身者の採用 	   
<p>職場環境の整備</p> <p>従業員一人一人が能力を最大限に活かすことができ、ストレスフリーな風通しの良い職場づくりを目指してまいります。</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・資格取得支援制度 ・適材適所への人員配置 ・現場ごとに男女別のトイレの設置 ・新卒者に対しメンター制度の導入 ・予防接種補助金制度 	   
<p>地域とパートナーシップ</p> <p>地域とのつながりも大切に、交流活動や快適な環境づくりを行ってまいります。また寄付を通じた社会貢献活動も行い、地域と支えあい、共に成長する企業を目指してまいります。</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元中学生からの職場体験受け入れ ・地元への寄付活動 ・公共工事を通じた社会資本整備活動 	    
<p>環境対策</p> <p>「つくる責任・つかう責任」を自覚し、持続可能な社会の実現も目指し環境に配慮した取り組みを行ってまいります。</p> <p><具体的な取り組み></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ISO14001取得 ・LEDライト導入 ・ペットボトルキャップ回収活動への協力 	      

[出所:丸洋建設ウェブサイト]

2. KPIの選定

KPIは資金調達者のビジネス全体にとって関連性があり、中核的かつ重要で高い戦略的意義を持つ。KPIの選定は適切である。

(1) KPIの概要

- ・ KPI: GHG 排出量削減率 (Scope1+2)


<定義>

- ・ GHG プロトコルに基づき算定した Scope1 および Scope2 の排出量合計をもとに、2021 年の排出実績と比較した削減率を算出する。
- ・ GHG 排出量の算定期間は毎期 1 月～12 月とする。

(2) KPIの重要性

- ・ GHG 排出量の削減は、丸洋建設が SDGs 宣言で掲げる 4 項目のうち「環境対策」に基づくものである。地元を中心に社会インフラ整備を担う企業として、環境面に配慮した事業活動を推進している。中でも気候変動問題は世界全体で取り組むべき喫緊の課題であり、丸洋建設としてもカーボンニュートラルの実現に向けた取り組みの重要性を認識している。明確な GHG 排出量の削減目標を掲げて具体的な施策を進めることで、地域企業の取り組みを牽引していくことを目指す。
- ・ KPI の進捗は総務部が管理し、経営陣へ年次で報告する。進捗や取り組み状況を踏まえた対応策を経営陣・総務部で協議し、会社全体での実践を促すことで目標達成を目指す体制となっている。
- ・ KPI は、丸洋建設の事業活動全体と関連する指標であり、脱炭素社会の実現への貢献と企業価値向上を図る上で重要な位置付けにある。
- ・ なお、丸洋建設は Scope3 の削減の必要性についても認識しており、その算定・削減に取り組んでいくことを SBT の認証取得時にコミットしている。
- ・ Scope3 は、使用する建築資材や協力会社による施工、廃棄物、引き渡し後の建物の運用などに起因する排出が大きな割合を占める見込み。2026 年頃を目途に Scope3 を算定する予定としており、必要となるデータや情報の洗い出しをはじめ、着実に準備を進めていく。Scope3 の把握にあたっては、貸付人も伴走支援していく方針である。
- ・ 現時点では Scope3 排出量の削減目標設定は困難ながら、排出量の算定に向けた取り組みを進めていることを確認した。本 SLL における KPI 選定は妥当であると R&I は判断した。

丸洋建設(株)「SBT(Science Based Targets)」認定を取得



丸洋建設株式会社(以下、「当社」)が設定した温室効果ガスの削減目標が、国際的なイニシアチブである「Science Based Targets(SBT)イニシアチブ」により科学的根拠に基づいた目標として認定されました。

【認定された温室効果ガス削減目標】

対象項目	削減目標
Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出	2021年度を基準に、2030年までに37.8%削減する
Scope2: 他社から供給された電気、熱・蒸気の使用に伴う間接排出	
Scope3: Scope2以外の間接排出	排出量を把握し、削減することを約束する

[出所: 丸洋建設プレスリリース]

3. SPTs の設定

SPTs は野心的であり、必要な情報が開示されている。SPTs の設定は適切である。

(1) SPTs の概要

- ・ SPTs は、2030 年までに GHG 排出量を 2021 年比 37.8%削減することである。
- ・ 上記目標に基づき、年次 SPTs を以下の通り設定する。

年	基準	SPTs					
	2021	2025	2026	2027	2028	2029	2030
排出量 (t-CO ₂)	270.0	224.6	213.3	202.0	190.6	179.3	167.9
2021 年比 削減率	-	▲16.8%	▲21.0%	▲25.2%	▲29.4%	▲33.6%	▲37.8%

(2) SPTs の野心性

① 資金調達者自身の長期的なパフォーマンスとの対比

- ・ 基準年である 2021 年以降の GHG 排出量の推移は右表の通り。2022 年は工事の受注量が前期と比べ減少したことから排出量も大幅減となったが、2023 年には受注量回復に伴い排出量は 2021 年の実績値を超えて増加に転じている。

年	2021	2022	2023
排出量 (t-CO ₂)	270.0	240.7	306.1
2021 年比 削減率	-	▲10.9%	+13.4%

- ・ 丸洋建設の排出源としてはガソリン車両が最も多く、次いで軽油を燃料とする建設機械となっており、Scope 1 の排出量が多い。ガソリン車両は営業活動のほか、従業員の施工現場への移動手段としても使用している。愛知県内全域が事業エリアのため施工現場は遠方となる場合もあり、日々多くの従業員が車両を利用する。
- ・ Scope 2 については、その約半分を施工現場での電力消費が占めている。主に仮設電力の使用によるものながら、契約期間が短期となることから再エネ導入は実務上現実的ではなく、この部分の排出削減の難易度は高い。残る半分は本社での電力使用である。2024 年に本社照明の LED 化を完了しているが、さらなる削減のためには省エネにとどまらない追加的な取り組みが必要となる。
- ・ 上記の通り、移動を含めた施工現場由来の排出が大宗を占めており、工事受注量に連動して GHG 排出量も変動する構図である。丸洋建設としては今後も受注量増加を目指す事業計画を立てている。積極的な受注を継続しながら排出量を每期着実に削減していくことは容易ではない。SPTs は従来通りの取り組みでは達成できない目標水準といえる。

② 科学的根拠、国・地域・国際目標との対比



- ・ SPTs は年 4.2%ずつ排出量を削減する目標であり、1.5°C水準として SBT の認定を取得している。SPTs は、パリ協定が求める水準と整合した野心的な目標といえる。

(3) SPTs の達成手段

- 最大の排出源であるガソリン車両については、順次 HEV・PHEV・EV へ切り替える。毎年着実に導入を進めるとともに、引き続き従業員へエコドライブの意識づけを徹底することで排出量削減を図る。
- 建機の軽油については、代替燃料としてバイオディーゼル燃料の利用を検討していく。コスト負担とのバランスを勘案し、対象工事や工期を限定しながら段階的に導入していく方針である。中長期的には電動建機の活用も視野に入れる。
- 本社の消費電力については、これまでに照明の LED 化を完了させるなど省エネ施策を進めてきた。今後は本社屋根や駐車場を活用して太陽光発電設備を導入し、再エネの利用による排出削減を目指す。施工現場で使用する電力については直接の再エネ導入は困難なため、非化石証書の活用などを検討していく。

<SDGs への貢献>

- SPTs 達成に向けた丸洋建設の取り組みは、以下の SDGs に貢献すると考えられる。

SDGs	ターゲット
	7.2 2030 年までに、世界のエネルギーミックスにおける再生可能エネルギーの割合を大幅に拡大させる。
	13.1 全ての国々において、気候関連災害や自然災害に対する強靱性（レジリエンス）及び適応の能力を強化する。

4. ローンの特性

調達条件は SPTs の達成状況と連動し、目標達成に向けたインセンティブとして機能する。ローンの特性は適切である。

- SPTs を達成した場合に適用金利を引き下げる設計としている。未達の場合は、当初の基準金利を適用する。
- 金利引き下げ時の適用スプレッドは、他の一般的なサステナビリティ・リンク・ローンと同程度の水準としており、丸洋建設の SPTs 達成に向けたインセンティブとして機能するよう設定されている。
- 本 SLL の融資期間は 7 年間であり、SPTs の達成状況に関する判定基準日を確認し、調達期間にわたってインセンティブが働く設計になっていると R&I は判断した。

5. レポーティング

SPTs の達成状況に関する最新情報を開示する。レポーティングは適切である。

- ・ 丸洋建設は、SPTs の達成状況を確認できる書面を年に一度貸付人へ提出する。
- ・ 貸付人への報告に加え、毎年の KPI の実績値を丸洋建設のウェブサイトで開示する。

6. 検証

KPI の SPTs に対するパフォーマンスレベルについて独立した外部機関による検証を受ける。検証は適切である。

- ・ 丸洋建設は、各年の KPI の実績値について独立した第三者による検証を受ける。
- ・ 検証結果は貸付人に報告するとともにウェブサイトで開示する。

以 上

【留意事項】

本資料に関する一切の権利・利益（著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、特段の記載がない限り、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、本資料の全部又は一部を使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）することは認められません。

R&Iは、本資料及び本資料の作成に際して利用した情報について、その正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

また、本資料に記載された情報の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報の使用に関連して発生する全ての損害、損失又は費用について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負いません。

セカンドオピニオンは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

セカンドオピニオンは、企業等が環境保全及び社会貢献等を目的とする資金調達のために策定するフレームワークについての公的機関又は民間団体等が策定する当該資金調達に関連する原則等との評価時点における適合性に対するR&Iの意見です。R&Iはセカンドオピニオンによって、適合性以外の事柄（債券発行がフレームワークに従っていること、資金調達の目的となるプロジェクトの実施状況等を含みます）について、何ら意見を表明するものではありません。また、セカンドオピニオンは資金調達の目的となるプロジェクトを実施することによる成果等を証明するものではなく、成果等について責任を負うものではありません。セカンドオピニオンは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。セカンドオピニオンは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&Iはセカンドオピニオンを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、セカンドオピニオン及びこれらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、R&Iがセカンドオピニオンを行うに際して用いた情報、セカンドオピニオンの意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やセカンドオピニオンの使用に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。セカンドオピニオンに関する一切の権利・利益（特許権、著作権その他の知的財産権及びノウハウを含みます）は、R&Iに帰属します。R&Iの事前の書面による承諾無く、評価方法の全部又は一部を自己使用の目的を超えて使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）し、又は使用する目的で保管することは禁止されています。

セカンドオピニオンは、原則として発行体から対価を受領して実施したものです。

R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントは、グリーンボンドで調達された資金が、環境問題の解決に資する事業に投資される程度に対するR&Iの意見です。R&Iグリーンボンドアセスメントでは、グリーンボンドフレームワークに関してのセカンドオピニオンを付随的に提供する場合があります。対象事業の環境効果等を証明するものではなく、環境効果等について責任を負うものではありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、信用格付業ではなく、金融商品取引業等に関する内閣府令第299条第1項第28号に規定される関連業務（信用格付業以外の業務であって、信用格付行為に関連する業務）です。当該業務に関しては、信用格付行為に不当な影響を及ぼさないための措置と、信用格付と誤認されることを防止するための措置が法令上要請されています。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、いかなる意味においても、現在・過去・将来の事実の表明ではなく、またそのように解されてはならないものであるとともに、投資判断や財務に関する助言を構成するものでも、特定の証券の取得、売却又は保有等を推奨するものでもありません。R&Iグリーンボンドアセスメントは、特定の投資家のために投資の適切性について述べるものでもありません。R&IはR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際し、各投資家において、取得、売却又は保有等の対象となる各証券について自ら調査し、これを評価していただくことを前提としております。投資判断は、各投資家の自己責任の下に行われなければなりません。

R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報は、R&Iがその裁量により信頼できると判断したものであるものの、R&Iは、これらの情報の正確性等について独自に検証しているわけではありません。R&Iは、これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、商品性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明又は保証をするものではありません。

R&Iは、資料・情報の不足や、その他の状況により、R&Iの判断でR&Iグリーンボンドアセスメントを保留したり、取り下げたりすることがあります。

R&Iは、R&IがR&Iグリーンボンドアセスメントを行うに際して用いた情報、R&IのR&Iグリーンボンドアセスメントその他の意見の誤り、脱漏、不適切性若しくは不十分性、又はこれらの情報やR&Iグリーンボンドアセスメントの使用、あるいはR&Iグリーンボンドアセスメントの変更・保留・取り下げ等に起因又は関連して発生する全ての損害、損失又は費用（損害の性質如何を問わず、直接損害、間接損害、通常損害、特別損害、結果損害、補填損害、付随損害、逸失利益、非金銭的損害その他一切の損害を含むとともに、弁護士その他の専門家の費用を含むもの）について、債務不履行、不法行為又は不当利得その他請求原因の如何やR&Iの帰責性を問わず、いかなる者に対しても何ら義務又は責任を負わないものとします。

R&Iグリーンボンドアセスメントは、原則として申込者から対価を受領して実施したものです。

【専門性・第三者性】

R&Iは2016年にR&Iグリーンボンドアセスメント業務を開始して以来、多数の評価実績から得られた知見を蓄積しています。2017年からICMA（国際資本市場協会）に事務局を置くグリーンボンド原則／ソーシャルボンド原則にオブザーバーとして加入しています。2018年から環境省のグリーンボンド等の発行促進体制整備支援事業の発行支援者（外部レビュー部門）に登録しています。また、2022年から経済産業省の温暖化対策促進事業におけるトランジション・ファイナンスの指定外部評価機関に採択されています。

R&Iの評価方法、評価実績等についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/esp/index.html>）に開示しています。

R&Iは2022年12月、金融庁が公表した「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」（以下、「行動規範」という。）の趣旨に賛同し、これを受け入れる旨を表明しました。行動規範の6つの原則とその実践のための指針へのR&Iの対応状況についてはR&Iのウェブサイト（<https://www.r-i.co.jp/rating/products/esp/index.html>）に開示しています（以下、「対応状況の開示」という。）。

R&Iと資金提供者及び資金調達者との間に利益相反が生じると考えられる資本関係及び人的関係はありません。

なお、R&IはESGファイナンスによる資金提供あるいは資金調達を行う金融機関との間で、金融機関の顧客にR&IのESGファイナンス評価を紹介する契約を締結することがありますが、R&Iは、独立性を確保する措置を講じています。詳細は対応状況の開示をご覧ください。